○農林水産省告示第千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十七号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

㈠　国内登録検査機関の名称　一般財団法人日本品質保証機構

㈡　変更前の事業所の名称及び所在地　一般財団法人日本品質保証機構　東京都千代田区丸の内二丁目五番二号

㈢　変更後の事業所の名称及び所在地　一般財団法人日本品質保証機構　東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地

㈣　変更年月日　平成二十五年五月一日

○経済産業省告示第百二十八号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二十一条の規定による届出があったので、同法第四十六条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

㈠　国内登録検査機関の名称　一般財団法人日本品質保証機構

㈡　変更前の事業所の名称及び所在地　一般財団法人日本品質保証機構　東京都千代田区丸ノ内二丁目五番二号

㈢　変更後の事業所の名称及び所在地　一般財団法人日本品質保証機構　東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地

㈣　変更年月日　平成二十五年五月一日

○農林水産省告示第千四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

三の9の⑷のニ及びホ中「ボスニア・ヘルツェゴビナ」の下に「、ボツワナ」を、「デンマーク」の下に「、ジブチ」を、「ドミニカ共和国」の下に「、エクアドル」を、「インドネシア」の下に「、イラン」を加える。

附　則

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　三の9の⑷のニ及びホの改正規定中エクアドルに係る部分　平成二十五年五月一日

二　三の9の⑷のニ及びホの改正規定中ジブチに係る部分　平成二十五年五月七日

三　三の9の⑷のニ及びホの改正規定中イランに係る部分　平成二十五年五月十五日

四　三の9の⑷のニ及びホの改正規定中ボツワナに係る部分　平成二十五年五月二十二日

○国土交通省告示第四百七十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川の指定を変更し、又は廃止するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

表一　北上川水系

区分	名称	区間 上流端	区間 下流端
変更 旧	ヒアシクラ沢川	左岸　宮城県栗原郡栗駒町文字荒砥沢六十二番地先 右岸　同町文字荒砥沢六十三番地先	二迫川への合流点
変更 新	ヒアシクラ沢川	左岸　宮城県栗原市栗駒文字荒砥沢六十二番地先 右岸　同市栗駒文字荒砥沢六十一番地先	二迫川への合流点
廃止	シツミクキ沢川	左岸　宮城県栗原郡栗駒町文字荒砥沢六十三番地先 右岸　同町文字荒砥沢六十一番地先	ヒアシクラ沢川への合流点
変更 旧	加茂川	左岸　宮城県桃生郡河北町福地字中原八番地先 右岸　同町福地字加茂崎十番地先	追波川への合流点
変更 新	加茂川	左岸　宮城県石巻市福地字畠中三十二番地先 右岸　同市同字中原三十一番地先	追波川への合流点

表二　米代川水系

区分	名称	区間 上流端	区間 下流端
変更 旧	福士川	左岸　秋田県鹿角郡花輪町字日陰沢一番地先 右岸　同町字本通無一番地先	米代川への合流点
変更 新	福士川	左岸　秋田県鹿角市花輪字鎌柄沢一番六地先 右岸　同市同字牛沢一番五地先	米代川への合流点